

日本細菌学会 令和6年日本細菌学会賞候補者の推薦依頼

上記に関し、会則および細則により日本細菌学会学会賞の選考を行います。つきましては、候補者を下記の要領にてご推薦下さい。

日本細菌学会賞には、細菌学および関連領域の研究において行われた優れた研究に対して、浅川賞、小林六造記念賞、黒屋奨学賞の3賞があります。各賞の趣旨は以下のとおりです。

浅 川 賞：創造的かつ主導的な研究を行い、本学会の発展に顕著な貢献をした研究者を顕彰する。

小林六造記念賞：本学会において積極的な活動を行うとともに、新しい着想や未開発の分野の研究を展開し、国際的にも高い評価を受けた独自性の高い研究成果を挙げ、研究のさらなる展開と学会の発展への貢献が期待される50才未満の研究者を奨励する。

黒屋奨学賞：国際的に高い評価を受けた研究成果を挙げ、将来的に独自性の高い研究の創成と本学会への貢献が大きいと期待される40才未満の研究者を奨学する。

この趣旨と学会賞選考細則に定める受賞資格者に適合する学会員を、積極的に推薦してください。

なお、本推薦（浅川賞、小林六造記念賞および黒屋奨学賞）は2年間有効とすることが可能です。推薦年度の受賞者を除く候補者の応募に関し、次年度においても推薦条件が満たされている場合は次年度の選考対象とします。次年度の選考に際しては、推薦の取り下げや申請書類の変更も可能です。

学会賞選考細則第45条（5）において「別途定める」としている基準は以下のとおりです。

- (1) 小林六造記念賞候補者は応募時点で、日本細菌学会における活動期間が8年以上であること。
- (2) 黒屋奨学賞候補者は応募時点で、日本細菌学会における活動期間が3年以上であり、日本細菌学会総会または細菌学若手コロッセウムにおいて筆頭演者として3回以上発表していること。

また、黒屋奨学賞への推薦に際しては、推薦者は、被推薦者がすでに大学等の准教授等の立場で研究室を指導している研究者の場合は小林六造記念賞への推薦を積極的に検討することをお願いします。

推薦要項

1. 提 出 書 類（A4版で統一のこと）
以下に掲げる各賞の推薦書類を作成して下さい。
2. 推薦書類等の送付および送信先
〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル401
日本細菌学会理事長 飯田哲也 宛
メールアドレス：gakkai23@kokuhoken.or.jp
3. 推薦書類締め切り
令和6年7月30日（火）（消印有効）。推薦書類等は返却しません。

浅川賞

- (1) 受賞候補者、業績題名、推薦者名（日本細菌学会評議員1名）を記した推薦書（400字程度）
- (2) 簡潔な説明（1編あたり200字程度）をつけた主要論文15編以内（発表年が古いものから順番に番号をつけること）の目録
 - * 選考の主たる対象になります
 - * 図表は使用しないこと
- (3) 主要論文の別刷り
 - * 2) の論文番号を別刷りの初ページに記すこと
- (4) 受賞候補者が記載した業績の要旨（3000字程度）
 - * 当該業績の要旨には対応する主要論文番号を記入すること
 - * 図表は使用しないこと
- (5) 受賞候補者の履歴書
 - * 研究歴がわかるように記載すること
 - * 各種の受賞歴も記載すること
- (6) 全業績のリスト
 - * 発表年が古いものから順番に番号をつけること
 - * (2) と (3) に挙げた主要論文には標しを付けること
 - * 業績リストは、著者、論文題目、論文情報、説明文の順番に記載すること
- 7) 日本細菌学会に関連した活動歴
 - 1) 日本細菌学会入会年を記載すること
 - 2) 日本細菌学会総会長、理事長、理事、監事、支部総会長、支部長、評議員会議長、評議員会副議長等として務めた実績記載すること

提出方法：

上記の書類を(1)～(6)の順に1つのファイルにまとめた紙媒体冊子を1部、および(1)～(6)の順の全書類を1つにまとめたPDFファイルを記録したメディア（USBメモリ、SDカード、DVDメディア等）の両方をお送り下さい。

2日目審査の際は、改めて審査対象となることについて候補者の意思確認をいたします。

応募書類を変更して審査を希望する場合は、全ての書類（メディアを含む）の再送付をお願いいたします。

小林六造記念賞

- (1) 受賞候補者、業績題名、推薦者名（日本細菌学会評議員1名）を記した推薦書（400字程度）
 - (2) 簡潔な説明（1編あたり200字程度）をつけた主要論文10編以内（発表年が古いものから順番に番号をつけること）の目録
 - * 選考の主たる対象になります
 - * 図表は使用しないこと
 - (3) 主要論文の別刷り
 - (2) の論文番号を別刷りの初ページに記すこと
 - (4) 受賞候補者が記載した業績の要旨（2000字程度）
 - * 当該業績の要旨には対応する主要論文番号を記入すること
 - * 図表は使用しないこと
 - * 筆頭著者論文および責任著者論文以外の論文については、当該論文における候補者の貢献を具体的に記載すること（equally contributedの筆頭著者論文となっている場合も、当該論文における貢献を具体的に記載）**
 - * supplementary dataがある場合には、電子媒体で送付すること
- なお、他の日本細菌学会賞との重複については、研究内容や成果の重複が甚だしい場合は、審査の際に考慮することとする

(5) 受賞候補者の履歴書

- *研究歴がわかるように記載すること
- *各種の受賞歴も記載すること

(6) 全業績のリスト

- *発表年が古いものから順番に番号をつけること
- * (2) と (3) に挙げた主要論文には標しを付けること
- *業績リストは、著者、論文題目、論文情報、説明文の順番に記載すること

(7) 日本細菌学会に関連した活動歴

- 1) 日本細菌学会入会年
- 2) 日本細菌学会総会のシンポジウムおよびワークショップでの発表（候補者自身による発表のみ）およびその企画
- 3) その他の活動

提出方法：

上記の書類を (1) ~ (7) の順に1つのファイルにまとめた紙媒体冊子を1部、および (1) ~ (6) の順の全書類を1つにまとめたPDFファイルを記録したメディア（USBメモリ、SDカード、DVDメディア等）の両方をお送り下さい。

2日目審査の際は、改めて審査対象となることについて候補者の意思確認をいたします。

応募書類を変更して審査を希望する場合は、全ての書類（メディアを含む）の再送付をお願いいたします。

黒屋奨学賞

(1) 受賞候補者、業績題名、推薦者名（日本細菌学会評議員1名）を記した推薦書（400字程度）

(2) 簡潔な説明（1編あたり200字程度）をつけた主要論文の目録

- *数は問わないが最大数は5編とする
- *2編以上の場合は発表年が古いものから順番に番号をつけること
- *選考の主たる対象になります
- *図表は使用しないこと

(3) 主要論文の別刷り

(2) の論文番号を別刷りの初ページに記すこと

(4) 受賞候補者が記載した業績の要旨（2000字程度）

- *当該業績の要旨には対応する主要論文番号を記入すること
- *図表は使用しないこと

***筆頭著者論文および責任著者論文以外の論文については、当該論文における候補者の貢献を具体的に記載すること（equally contributedの筆頭著者となっている場合も、当該論文における貢献を具体的に記載）**

*supplementary dataがある場合には、電子媒体で送付すること

(5) 受賞候補者の履歴書

- *研究歴がわかるように記載すること
- *各種の受賞歴も記載すること

(6) 全業績のリスト

- *発表年が古いものから順番に番号をつけること
- * (2) と (3) に挙げた主要論文には標しを付けること
- *業績リストは、著者、論文題目、論文情報、説明文の順番に記載すること

(7) 日本細菌学会に関連した活動歴

- 1) 日本細菌学会入会年
- 2) 日本細菌学会総会・細菌学若手コロッセウムでの発表歴（候補者自身による発表のみ）

提出方法：

上記の書類を(1)～(7)の順に1つのファイルにまとめた紙媒体冊子を1部、および(1)～(6)の順の全書類を1つにまとめたPDFファイルを記録したメディア(USBメモリ, SDカード, DVDメディア等)の両方をお送り下さい。

2年目審査の際は、改めて審査対象となることについて候補者の意思確認をいたします。

応募書類を変更して審査を希望する場合は、全ての書類(メディアを含む)の再送付をお願いいたします。

日本細菌学会細則 学会賞選考細則

- 第40条 本学会は会員の業績を顕彰し、細菌学およびその関連領域の科学に対する研究を奨励するため学会賞をもうける。
- 第41条 学会賞は浅川賞、小林六造記念賞(略称:小林賞)および黒屋奨学賞(略称:黒屋賞)の3種類とする。
- 第42条 浅川賞は優秀なる研究業績を発表した本学会会員に対し、小林賞は優秀なる研究業績を発表した50歳未満の本学会会員に対し、また黒屋賞は細菌学およびその関連領域の科学に対する研究の発展に寄与しつつある40歳未満の新進気鋭の本学会会員に対し、本学会総会において授与するものとする。
- 第43条 浅川賞、小林賞、黒屋賞は賞状並びに副賞よりなる。浅川賞の副賞は北里研究所研究奨励基金より寄贈される記念メダルおよび賞金をもってこれに当てる。小林賞の副賞は北里研究所研究奨励基金より寄贈される記念メダルおよび日本細菌学会小林賞基金から支出される賞金をもってこれに当てる。黒屋賞の副賞は日本細菌学会黒屋奨学賞基金より支出される賞金をもってこれに当てる。
- 第44条 浅川賞受賞者は受賞後、総会において記念講演を行う。また浅川賞受賞者と小林賞受賞者は受賞業績内容を日本細菌学雑誌またはMicrobiology and Immunology誌に掲載する。黒屋賞受賞者は受賞業績内容を日本細菌学雑誌に掲載する。
- 第45条 学会賞は下記の要領により選考される。
- (1) 浅川賞および小林賞受賞業績の範囲は、原則として本学会において発表された業績とする。黒屋賞受賞業績の範囲は、細菌学を中心とした微生物学に関係する雑誌および本学会において発表されたもので受賞者により主導性をもって行われた業績とする。
 - (2) 受賞業績は、個人研究または共同研究のいずれでもよい。
 - (3) 受賞対象者は個人とし、浅川賞は1名、小林賞は2名(1件1名)以内、黒屋賞は4名(1件1名)以内とする。
 - (4) 小林賞受賞候補者は受賞の前年の4月1日現在で50歳に達していない者、かつ推薦締切日(7月30日)の前年同日において大学等の教授相当の職に就いていない者とする。黒屋賞受賞候補者は受賞の前年の4月1日現在で40歳に達していない者とする。
 - (5) 小林賞および黒屋賞の選考においては、本学会での活動状況も評価材料として考慮する。その基準については別途定める。
- 第46条 学会賞受賞候補者の推薦は、本学会評議員1名とする。
- 第47条 学会賞選考委員会は受賞者を選考し、その結果を理事会に口頭および文書で報告し、理事会において決定する。
- 第48条 学会賞選考委員および委員会の運営。
- (1) 学会賞選考委員は評議員により、評議員中から選出された委員9名(但し理事長および監事を除く)をもって構成される。委員長は委員の互選による。委員の任期は3年とし、毎年3名を新たに選出する。連続しての再任は行わない。
 - (2) 選考委員の選出および委員会の運営については内規に定める。
- 第49条 学会賞推薦の要項は別にこれを定める。
- 第50条 本細則の改訂は理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

※過去の受賞者一覧は学会ホームページ上からご覧いただけます。

<http://jsbac.org/about/prize.html>